破産手続廃止及び免責許可決定

平成２７年（フ）第２１９号
福岡市博多区対馬小路13番35―1503号、前住所福岡市中央区梅光園１丁目２番９―301号
破産者　松本加代子
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２３７号
福岡県宗像市日の里５丁目１番　12棟301号、前住所福岡県古賀市今の庄２丁目24番10―705号
破産者　原　　弘和
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第２４０号
福岡県大野城市仲畑４丁目６番39号　勝村コーポＡ棟101号
破産者　高田　　誠
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３８５号
福岡県大野城市下大利２丁目15番16号　グランメゾンＢ101号
破産者　齋藤　裕子（旧姓鳥井）
1　決定年月日　平成27年６月23日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２６年（フ）第１８５号
徳島県徳島市新町橋２丁目15番地
破産者　豊田　　透
1　決定年月日　平成27年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２１４号
福岡市南区老司２丁目16番11号
破産者　大橋　　晃
1　決定年月日　平成27年６月24日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第５号
徳島県徳島市上八万町西山558番地
破産者　奥田　勝三
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第３２号
福岡県宗像市石丸２丁目23番５号　パレスＬ＆Ｌ103号、破産手続開始決定時の住所福岡県宗像市徳重541番地１　レジェンド桜参番館305号
破産者　中間　利彦
1　決定年月日　平成27年６月25日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３６０号
札幌市豊平区美園１条８丁目２番７―703号
破産者　西尾　秀昭
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４３２号
茨城県笠間市平町1702番地10　川井ハイツＣ号
破産者　大平　　明
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
水戸地方裁判所

平成２７年（フ）第９３号
埼玉県春日部市大枝89番地　武里団地６街区６棟502号、旧住所埼玉県さいたま市岩槻区本丸１丁目10番15号
破産者　櫻庭　邦彦
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２６年（フ）第１７０号
山梨県甲斐市富竹新田2209―14　大澤住宅、開始決定時の住所山梨県甲斐市篠原3190番地２
破産者　河村　修治
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１９４号
山梨県甲府市城東２丁目12番４号
破産者　渡邉　　弘
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２９２号
群馬県吾妻郡草津町大字草津606番地１　殿塚寮242号室、開始決定時の住所山梨県甲斐市團子新居1432番地７
破産者　島田　公造
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第３０２号
山梨県甲府市里吉３丁目５番33号
破産者　波田　洋一
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第１５号
山梨県山梨市三富川浦334番地１
破産者　長田　堅二
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第２３３号
広島市安佐南区上安４丁目13番６号
破産者　椿　　博文
1　決定年月日　平成27年６月26日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部